

総務事業常任委員会会議録

令和7年2月28日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和7年2月28日（金）午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	松井 匡仁
〃 副委員長	前川 和也
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	北村 孝
〃 委員	河野 隆子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	坂上 佳隆
町長公室長	立花 武彦		
町長公室次長兼自治防災課長		町長公室次長兼秘書人事課長	
	南 智樹		中定 昭博
産業住民部長	新城 正俊		
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫		谷野 彰俊
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
			大谷 貴利
教育部長兼教育総務課長		教育部理事兼学校教育課長	
	村田 健次		石本 秀樹
消防長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸
消防総務課	和田 衛太	産業建築課長	坂本 健三
土木課長	橋本 珍彦		

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

委員長（松井匡仁議員）

おはようございます。定刻となりました。

委員皆様におかれましては、ご多忙の中お集まりくださいます、誠にありがとうございます。

ただいまから、総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

本日の出席委員は全員、5名でございますので、委員会は成立いたしております。

委員長（松井匡仁議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、2番、今奈良幸子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶をいただきます。杉原町長。

町長（杉原健士町長）

おはようございます。総務事業常任委員会を開会いたしましたところ、早朝より、昨日に引き続き、委員の皆様方には本当にご苦勞さまでございます。

付託案件されましたこの議案に対しましても、しっかりと説明しながら、進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくご協力のほどお願いいたします。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

2月27日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案7件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき、議事を進めてまいります。

説明者はページ数を言ってから説明をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、発言の際は、議員、理事者の皆さん、委員長とさせていただきます、私がお名前をお呼びしてから発言をしていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

また、最後に、発言者はマイクのスイッチを必ず押してから発言をしていただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

では、案件、令和7年第1回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

委員長（松井匡仁議員）

議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを担当課より説明を求めます。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

それでは、議案書23ページ、お願いいたします。

議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

議案第4号、総務課資料1をご覧ください。

本件は、刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、本町の条例において、引用している懲役または禁錮を拘禁刑に改める改正を行うものであります。

改正内容は、資料に記載の条例におきまして、第1条関係では、条文中の懲役を拘禁刑に、第2条関係は、条文中の禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。この改正による影響はございません。

また、総務課資料2としまして、新旧対照表をお配りしておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は、以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

説明ありがとうございました。説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

新旧対照表を見ると、懲役と禁錮という文言が全て拘禁刑という言葉にもうまとめられるということでありましてけれども、この、すみません、どう変わるんでしょうかね、この2つがまとめられて、拘禁刑になるということ、ご説明お願いします。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

従来の懲役と禁錮といいますのは、刑務作業の義務があるかないかによって区別されておりまして、懲役の受刑者には刑務作業が義務づけられておる一方で、禁錮の受刑者には刑務作業は任意となっております。

そういった状況の中で、大部分の禁錮の受刑者は、刑務作業、任意となっているものの、実際のところは刑務作業を行っているというふうな実情がありまして、禁錮と懲役を区別する必要性が乏しくなってきました、実質、同じ取扱いになっておる現状というのがございます。そういったところで、懲役と禁錮を一本化しまして拘禁刑というものに改めます。

この拘禁刑で刑務作業を行わせるかどうかというのは、各受刑者ごとに決定されまして、受刑者の特性に応じた更生プログラムを行い、再犯防止を図っていくということが出来る、そういったところから、一本化にされたというところとなっております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ありがとうございます。

そうしましたら、刑務作業、これは、すみませんね、ちょっと私の理解が悪くて。拘禁刑にまとめられると、任意であった人も必ず刑務作業をするということになるんですかね。

総務課長（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

受刑者ごとに、そこは判断されるというものになります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、しない人もいるというところは分かりました。

やっぱり刑務作業というのは、刑務所から出た後、自分に手に職をつけるとか、もうそういった効果もあると思うんですけども。やはり再犯防止とか更生プログラムとか、いろいろあるというふうにお聞きしているんですけど、更生プログラム、再犯防止、そこから辺の、ちょっと内容だけ教えて、最後に教えていただけますか。

総務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

すみません、ちょっと私どものほうで、詳細までは把握はしておらないんですけども、基本的には、社会復帰に必要なものの範囲内というところでお伺いしておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

委員（河野隆子議員）

はい、ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。討論ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようです。討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 忠岡町犯罪被害者等支援条例の制定についてを担当課より説明を求めます。

産業住民部(谷野彰俊次長兼住民人権課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

谷野次長。

産業住民部(谷野彰俊次長兼住民人権課長)

議案書の27ページをお願いいたします。

先の本会議で上程いただき、本委員会に付託されました議案第5号 忠岡町犯罪被害者等支援条例の制定について、その内容をご説明させていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。

併せて、お手元にご配付しております資料番号、議案第5号、住民人権課資料1、忠岡町犯罪被害者等支援条例の制定についてをご覧ください。

まず、初めに制定の背景について、ご説明させていただきます。

平成17年4月施行の犯罪被害者等基本法第5条では、地方公共団体においても、法の理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、地域の状況に応じた施策を実施する責務を有すると規定されているところでございます。近年、様々な犯罪が後を絶たない中、それに巻き込まれた犯罪被害者等の方々は、身体的及び精神的被害を被ることになります。犯罪被害について、第一次的責任を負うのは、加害者ではありますが、町といたしましても、町民に最も身近な存在として、犯罪被害者等に寄り添う施策を推進していく必要があることから、本条例を制定するものでございます。

それでは、概要について、ご説明させていただきます。

資料の1、制定の趣旨でございます。

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害等の支援に関し、基本理念及び犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、町民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としております。

次に、2の基本理念についてでございます。

犯罪被害者等の支援について、1、適切に途切れることなく行わなければならない。2、犯罪被害者等の名誉、または生活の平穩を害することのないよう行わなければならない。3、町、町民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して行わなけれ

ばならないと定めております。

次に、3の条例案の概要について、ご説明させていただきます。

総則についてでございます。本条例の目的につきましては、先ほど1の項目でご説明させていただいた内容を中心に定めております。

次に、定義でございます。犯罪被害者等といった条例に用いる用語の定義を定めたものでございます。

次の基本理念についてでございますが、先ほどの2の項目でご説明させていただいた内容を定めております。

次に、町の責務として、基本理念にのっとり、必要な施策を推進することを定めております。

次に、町民等の責務として、犯罪被害者等が置かれている状況の理解や町及び関係機関等が実施する支援施策に協力するよう努めなければならないと定めております。

次に、基本的施策についてでございます。相談及び情報の提供等といたしましては、町が犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことや相談窓口を設置することなどを定めております。

次に、見舞金の支給についてでございますが、犯罪等の被害により、亡くなられた住民の方、死亡した町民の遺族に対し、遺族見舞金を支給いたします。

同じく、犯罪等の被害により、重傷病等を負われた住民の方に対し、重傷等見舞金を支給いたします。金額や対象者、申請手続等につきましては、別途、規則において定めることといたしております。

次に、日常生活の支援といたしましては、犯罪被害者等が日常生活を営むことが困難となった場合に、必要な支援を行うものと定めております。

次に、安全の確保に向けた施策といたしましては、個人情報等の適切な取扱いの確保、その他必要な施策を講じるものと定めております。

次に、町民及び事業者の理解の増進といたしましては、犯罪被害者等が置かれている状況や配慮の重要性について、町民及び事業者の理解を深めるよう、広報及び啓発を行うことなどを定めております。

次に、民間支援団体との連携協力といたしましては、町が実施する支援施策に係る取組について、民間支援団体に対し、必要な協力を求めるものと定めております。

次に、意見の反映といたしましては、町が実施する支援施策について、犯罪被害者等及び有識者からの意見を反映するよう努めるものと定めております。

次に、使用の制限といたしましては、被害者と加害者との間に親族関係がある場合や被害者の誘発行為による犯罪である場合等については、支援を行わないことができると定めております。

次に、4の施行期日等につきましては、この条例につきましては、本議会において議

決をいただいた後、令和7年4月1日から施行してまいりたいと考えているところでございます。

説明は、以上でございます。何とぞよろしくご審査の上、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

説明ありがとうございます。説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、これまで、この犯罪者の権利利益の保護及び被害の軽減、及び回復を図る、町民が安心して暮らすことのできる社会の実現ということでもありますけども、そういったご相談、これまでもありましたか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

これまでは、前任の職員にも確認しましたが、こういうご相談はなかったというふうに聞いております。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

それと、被害者、犯罪被害者というのは、見舞金の支給ってありますけども、別途規則において定めるということですけども、金額決まっていますか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

ごめんなさい、すみません、先の全員協議会で松井議員から、規則の案を、ちょっと

今日すみません、本日記らせていただいておりますが、そこに記載があるんですけども、遺族見舞金につきましては30万円、重傷病等見舞金につきましては10万円という形で取決めしているところでございます。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

委員、すみません、机の上に、せんだって資料請求いたしました資料のほう載っているかと思いますが、一旦ご確認いただけますでしょうか。それでございます。

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません。全協のときにね、松井委員長がこの規則のほうの請求があって、今日出しているんですけど、ちょっと今日見て、見てすぐちょっと細かいところ見れてないんですけどね。この条例をつくるという背景は、今ご説明あったので、平成17年に法ができて、市町村でも、そういう背景になったということは分かりました。

ちょっと事前にお聞きしますと、この条例は府下でもまだ5団体ほどというふうに聞いているんです。それで、忠岡町がね、先立ってこれをするというところは、何か国のほうで、もう早くしろというような通達があったのかというところはいかがでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

すみません、大阪府下では、現在、令和6年4月1日現在ですけども、21団体、43団体中、21団体、48.8%がこの見舞金制度をしている団体でございます。

近隣市町、高石以南の市町村でいくと、5団体さんが今整備しているというところがございます。

どうして制定することになったのかっていうところでございますが、令和3年12月に、大阪市北区のほうのビルのほうで病院の放火事件っていうのがあったのご存じあるかと思うんですけども、あそこで多くの被害者がありました。

被害者のお住まいの地域によって、支援のありなしに差が生じたことから、地域での犯罪被害者等の支援の必要性についての課題となったところでございます。

こうしたことから、本町におきましても、検討を行い、また令和5年4月に、大阪府警及び管轄警察署からも協力の要請があったことから、上程に至った次第でございます。
委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません、府内ではね、もう半分ぐらいやけど、すみません、近隣が5団体というところで、すみません。

それで、見舞金の金額書いていただいているんですけど、この財源っていうのは、もう忠岡町は独自で出すということになるんでしょうか。

それから、もうまとめて聞きますね。この遺族見舞金、一律で30万円と重傷病等の見舞金10万円って書いていただいているんですけど、これはもうこの2つだけの金額で、もうあと細かいところはないんですかね、この間とか、そういうのはないというところで、2点だけ、すみません。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

予算につきましては、今年度、予算計上して、対応するような形で考えているところでございます。

遺族見舞金の30万円と重傷病等見舞金の10万円の2つだけの形になります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、国からという補助金とかそういうのはなくって、忠岡町のもう一般会計、忠岡町の財政から出すということによろしいですね。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。それでね、資料のところの最後のほうの14条のところは、親族関係ね、親族関係のところは支援を行わないというご説明があったというふうに思うんですけど、死亡被害者のところは、やっぱり配偶者からの暴力とかストーカー行為というふうに書かれているんですけど、これちょっと私が、ちょっと整合性が分からないんですけど、そこをご説明お願いできますでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

親族内での被害者、加害者等による犯罪被害等につきましては、この支援の制限っていうところにも書かせていただいているとおり、該当しないという形に対応するところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

でも、配偶者からの暴力とかいうのは、どうしても親族になるわけなんですけどね、そこはちょっと私が理解できてないのかな。親族しか、配偶者やから親族やもんね。ちょっとそこはどうなのかなというところを、ちょっともう一度、ちょっと深く理解できていないので、それはもうそうなんです。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ちょっとそこの支援の制限のところは、ちょっと今後検討していただきたいというふうに思います。

それから、この見舞金をね、払う、払わないというのは、いろんな有識者とかが集まって決めるというふうになるのかしら。そういう、特別な、そういった被害があったときは、委員会というか、メンバーはどうなるんですか。もう役場の職員さんだけで決めてしまうということになるのでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

これは、事件、警察ともまた今後この議決をいただいた後には、当然情報もいただかないと、被害届が当然出てないところがございますので。警察との協力の中で、どういう方が、この見舞金の対象になるんかっていうところは、いろいろ協力関係しながら図っていくという形でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

最後にしますけれども、ちょっとね、なかなかいろんな被害があるので、見舞金を支払う、支払えへんっていうのは、大変ね、難しい判断もあると思うんですけど、そこら辺は警察と連携するというご説明だったかというふうに思います。

ただ、ちょっと私が支援の制限のところは、ちょっと親族関係が支援は行わないというところが、もうちょっと今後ね、そこら辺も町独自でやられるんですから、できると、親族関係でもできるというふうに思いますので、そこら辺は要求しておきたいというふうに思います。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（今奈良幸子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

すみません、今のところ、ちょっとあれなんですけど、ここの第14条のところは、

犯罪被害者等の支援、行わないことができるっていうことは、これ判断の材料として、こういう場合もできるって書かれているから、そこは警察との判断で決まるっていうことになるのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

ごめんなさい、すみません、ちょっと私も河野委員がおっしゃった、今奈良委員おっしゃったの、そこも警察の被害の状況によって判断するところになってくると思います。すみません。

委員（今奈良幸子議員）

はい、以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

前川副委員長。

副委員長（前川和也議員）

先ほどから警察ということで、度々出てきておりますけども、私もそれに関してなんですけども、この条例が運用、施行されるに当たって、もちろんそういうような事態がないのが一番いいわけではあるんですけども、実際、見舞金をするというようなときに、詳細な当時の被害、事件の状況でありますとか、被害の状況、これはやはり警察から詳細に連携をして、お知らせ、お伝えいただくということが非常に重要になってくるのかなというところで、これ府下でも二十何団体か条例を制定しているということですけども、これ条例が制定したら、次のステップとして、地元の所轄警察署と連携協定を結ぶという二段階構えになっているのかなというふうに思います。忠岡はこれから条例を制定しようとする中で、お隣の泉大津市なんかは、条例はなくても、そういう制度がもう既にあるというふうに聞いておるんですけども、これでもし1市1町で同様の制度ができれば、地元の泉大津警察ともそのような、もし何か、万が一、こういうことが起こった場合に、スムーズに、この連携や情報交換をしましょうというような協定も結べることも可能なのかなというふうに思うんです。そういうような話は、この今のうちからもうされているのか、想定されているのかどうかというところをお聞かせいただけませんか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

管轄警察の泉大津警察署のほうには、今回こういう議案として、3月議会に挙げさせていただいているというところの中で、協定というものが当然、連携協力させていただいて、見舞金支給というところになってきますので、お話はさせていただいておまして、議会の議決をいただいた後、ちょっとタイトなスケジュールになるかと思えますけども、可能であれば、3月中にしていきたいなというふうに考えているところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

前川副委員長。

副委員長（前川和也議員）

それがいいと思います。大津はもう既に制度としてありますんでね、一緒に、1市1町で一緒にね、3者で、警察も交えて3者でね、協定を結ぶと、よりいいこの条例ができるのかなというふうに思っていますんで、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようです。

私のほうから、少し質問させていただきたいと思いますので、議事進行を副委員長のほうに交代お願いいたします。

副委員長（前川和也議員）

それでは、委員長が質問されるということですので、私が司会進行いたします。

松井委員長、どうぞ。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。すみません、まず資料のほう、せんだって請求いたしまして、届けていただきましてありがとうございました。

質問の前に、今ちょっと皆さんからの質問をお聞きした中で、1点お伺いしたいんですが、これ総務課のほう、森野課長のほうで、法務チェック等はされておられますでしょうか。今、河野先生も今奈良先生もおっしゃいました、これここですね、条例の14条の1ですね、この親族関係であるものは云々というところですね。これと施行規則の第2条の5のウのところの整合性がちょっと取れていないように感じるんですが、その

辺の法務チェックはされましたでしょうか。

総務課（森野英三課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

森野課長。

総務課（森野英三課長）

規則のほうは、現在まだ作成途中で、原課案というところがございますので、これから法規のほうとも合わせていく形になりますので、よろしく願いいたします。

また、今ご質問の部分も、集中してちょっと確認してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

それでは、何点か質問をさせていただきたいと思います。

過去5年間で、この忠岡町内で起こりました犯罪のうち、犯罪行為と認められた犯罪のうち、見舞金の支給対象となっていく犯罪の発生件数というのは把握されていますでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

この制度が今までなかったっていうのもあるか分かりませんが、これまでに町内で起こった犯罪があったかどうかという部分につきましては、把握していないところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。では、次の質問に移ります。

条例の13条です。13条のこの意見の反映に向けて、具体的に会議体をこれからつくっていくかと思うんですけども、この会議体の人選というのは、どのような方向

で選ばれるのかというのが、これ非常に秘匿性の高い会議体となるはずなので、その辺、お金を出すに当たりまして、どのような形で人選をされていくのかなど。どういうふうな会議体をつくれるつもりなのかというのをちょっとお伺いしたいんですが。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

現在、会議等の開催等は想定しておりませんが、まずはこの条例により、相談支援、または見舞金の支給を行っていき、実際に犯罪被害に遭われた方が出た場合の、その方のご意見を、お声を聴くということで、本町という地域で必要な支援が何かあっていうのを見極めながら、必要な場合は、今後の検討等を行っていきたいと考えているところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

今その方のご意見、警察のご意見、その方のご意見を聴いてとおっしゃられましたんですが、聴くに当たりまして、担当窓口1人で聴くわけではないと思います。非常にプライバシーに関することばかりの相談だと思いますんで、その辺の秘匿性を含めまして、会議体というのが必ず必要になると思うんですが、その辺は考えておられないんでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

ちょっと今現状、開催等については、今考えていないところではありますが、この辺につきましても、先進の自治体がございますので、また関係機関はたくさん、この犯罪被害者の部分につきましては、相談機関等もございますので、そことも連携しながら、状況もいろいろ、件数も把握しているところがございますので、いろいろ確認もしながら、対応してまいりたいと考えているところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

分かりました。じゃあ先進自治体のご意見、やっていること、ちょっと参考にさせていただいて、進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、第2条の2、条例の中の第2条の2、これ言いました分ですね。親族または遺族の範囲は第14条の1にある親族関係も含まれるという見解でよろしいのでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員長（松井匡仁議員）

分かりました。ありがとうございます。副委員長、以上でございます。

副委員長（前川和也議員）

マイクをお返しいたします。

委員長（松井匡仁議員）

すみません、ありがとうございます。

では、他にご質疑はございませんでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。討論ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 忠岡町犯罪被害者等支援条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正についてを担当課より説明を求めます。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議案書67ページをお願いします。議案第11号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正について、説明いたします。議案第11号、秘書人事課資料1をご覧ください。

本件は、雇用保険法及び刑法の改正に伴う改正でございます。条例改正の内容ですが、まず失業者の退職手当というものを説明をさせていただきます。

資料にイメージを掲載させていただいておりますが、民間企業にて退職した場合、退職後に求職している状態であれば、各種雇用保険、昔で言う失業保険を受給することができます。しかし、我々公務員は雇用保険制度の対象外であります。本町職員が退職した場合に、支給された退職手当の額が民間事業所退職者の受ける雇用保険の額に満たない場合、その差額を埋めるべく、本人の申請に基づいて、本町から支給されるのが失業者の退職手当というもので、今現在も制度として運用されております。

今般、雇用保険法等の改正に伴い、資料のイメージ図にあります民間の欄の雇用保険の失業等給付による額の対象となる給付金に変更が生じたため、本町においても、本条例を改正し、失業者の退職手当を支給できるようにするものであります。

次に、刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されたことに伴い、本条例においても、禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

施行日ですが、雇用保険法等の一部改正に伴う改正については、令和7年4月1日施行となり、刑法の一部改正に伴う改正については、令和7年6月1日施行となります。

議案第11号、秘書人事課資料2に新旧対照表をご用意しております。後ほどご高覧ください。

説明は、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ご説明ありがとうございました。

それでは、質疑に移ります。質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ちょっと今のご説明で自分がすごく理解がちょっと分からなくって。この退職、雇用保険掛けてませんのでね、公務員の方は、その場合に、普通の民間で勤めてたとして、雇用保険をもらったとしての差額を支給するという事なんですか。ちょっと。

この年ね、民間と役場と、こう書いていただいているけど、この年齢というのはどうなんでしょうか、別に関係ないんですか。ちょっとそこら辺が分かんないの。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

ちょっとイメージ図に書いてる、見ていただいているのご質問かと思えます。実際に今、委員おっしゃられたとおりのご理解で結構かと思えます。実際には、我々も想定しているんですけども、雇用保険の額より退職手当が下回ってしまうというケースは、本町での退職までの働いた期間が1年やそのぐらいの者は退職手当が少ないので、こういった方は、もしかすると、対象になってくる可能性があるかなというところなんです。

今おっしゃられた年齢については、全くこれに関しては関係はございません。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。年齢関係ないのは分かりました。

ほんなら、この対象になる方は、1年未満の方が対象になるということですのでよろしいですか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

ちょっと今1年未満というのは、資料のイメージ図の下の1番、失業者の退職手当に関する改定についての行で入っている「1年未満」というところを見ていただいたかと思うんですけど、今、私が申し上げた1年というのは、本町で働いた期間が1年ぐらい

の者がこの対象になってくるのではないかなというところです。ここで書いている1年未満というのは、昔で言う失業保険、就職を希望してて、なかなか就職に就けないという方に対して、失業保険、雇用保険が支給されるんですけども、例えば3か月、その人によって支給期間が変わるんですけど、3か月もらえる人が1か月目でもし仕事が見つかって、本来、雇用保険、今まで掛けてたんやから、ここでもらわな損やという意識が働くので、就職を妨げてしまうというところから、支給期間が長ければ、その分、早く就職したら手当を支給するというのがあるんです。加算してしますよと。丸々は出さなくても、加算しますっていう、そういう手当があります。それが今まで1年未満の就職でも対象にしていたんです。就職が困難やった時期やったんで、今までは。ですんで、1年未満の短期間の就労についても、前倒しの保険受給の対象にしていたんです。ちょっとややこしいんで、説明が難しくなっているんです。

ただ、もう今は割と募集のほうが多くなっていますので、そういった意味では、短期間の就労をした人に対しては、残任期間が幾らあっても、もう手当を支給しないですっていう雇用保険法の改正が今回あったんですね。残任期間によって手当を出すのが1年未満もオーケーやったのが1年未満駄目ですよ、1年超えた就労でないと、前倒しの手当は支給しないですよという法改正があったものです。その部分が今ここ書いている1年未満というところなんですけど。

いずれにしても、差額の部分に対して、本町が失業者の退職手当という形で支給するというところがございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。そしたら支給が廃止って書いてあるんでね、廃止されることによるね、相当する支給の廃止によって、廃止の部分を手当てをするという理解でよろしいですか。すみません。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

ちょっとイメージ図、もう一回見ていただきたいんですけど、雇用保険の額と比較するんですね、雇用保険の中の1つの、1年未満であっても対象としてたやつを雇用保険法で廃止にしたので、うちは同じく、1年未満の就労であれば、雇用保険の失業給付が

出ないんで、それを条例上、外したというところでございます。すみません、ちょっと説明が。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません、先にね、ちょっといろいろと聞いとけばよかったんですけど、すみません。外したということで、そしたら職員にとっては、外したから得ではないという制度になったということよろしいんですか。外したということは。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

なかなか損得っていうのは、言いにくいんですけど、ここのイメージでいうところの民間の失業給付っていうのが、減るっていうところになるんで。イメージ図の民間のところの雇用保険の額っていうのが、対象が減ることによって、一部ここは減ってきますので、そこは同じように、職員も。

委員（河野隆子議員）

減ると。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

減るというのは、ちょっと表現が変なんですけど、対象となる雇用保険が、種類が減ったところですね、今回。

委員長（松井匡仁議員）

一旦これ、では一旦、他にご質疑ございますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

これ要は、就職難のときに、3か月ぐらいは支給の対象やけども、1か月で職についたということで、残りも2か月もらえるのについていうことで、その分で加算、同等の金額じゃないけど、加算してきた。それが廃止になったから、なくしますよということで、理解でええんかな。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

今おっしゃられたとおりで、そのときの前倒しで手当もらえてたのが、以前は就職難やったんで、短期間、1年未満の就いた就職でも、前倒しの手当がもらえていたんです。

もうでも、今は就職難ではないので、やっぱり1年以上の安定した職業に就いた人に限って、残支給期間の手当をもらえると。ちょっとややこしく言ってしまいましたけど、今、議長がおっしゃられたとおりです。すみません。

委員（北村 孝議員）

1年以上はいけるわけ。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

その制度は残っております。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

なかなかすみません、理解が、もう自分でなかなかできなくて。この1年未満っていうのは、働いている期間じゃないというのは分かりました。

社会情勢が変わってきたというところで、今、就職難ではないんですか。結構、仕事見つかるのかな。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

そこは、私どもの申し上げしているところじゃなしに、雇用保険の改正がそういう趣旨

で、こういうふうになったというところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

すみません、私も全く分かっておりませんで、副委員長、ちょっと1つお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

どうぞ。

委員長（松井匡仁議員）

次長、すみません、今説明聞きましたも、私も分かっておりませんが、これ本来、雇用保険で負担していた分を、これ最終的には一般会計、税金で負担しろということに改正されたという認識でよろしいのでしょうか。違うのでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

そういう意味ではなく、スタートは、やっぱり私どもに雇用保険というのがないので、ただ、その分、退職手当というのがありますので、その比較によって、本来、私ども公務員でなければ雇用保険で受給できていたところ、やっぱり民間と同じレベルまで、失業者の退職手当という、後から補充をするという制度になっております。言葉で言うと、今、委員長おっしゃられた、一般会計から出すことにはなるんですけども。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

ということは、制度なんであれなんですけれども、一般財源、今までよりちょっとたくさん出るよという制度に変わるということでございますね。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

説明としてはそうなります。過去に事例がございません。過去にもこれは既に運用し

ていますけども。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

副委員長（前川和也議員）

お返しいたします。

委員長（松井匡仁議員）

すみません、確認いたします。

他にご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

これで討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 1 1 号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 1 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 1 2 号 忠岡町霊園基金条例の一部改正についてを担当課より説明を求めます。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

議案書の 7 1 ページをお願いいたします。

先の本会議で上程いただき、本委員会に付託されました議案第 1 2 号 忠岡町霊園基金条例の一部改正について、その内容をご説明させていただきます。

議案書の 7 3 ページをお願いいたします。

併せて、お手元にご配付しております資料番号、議案第12号、住民人権課資料1、忠岡町霊園基金条例の一部改正についてをご覧ください。

条例改正の背景といたしましては、現在、霊園基金は浜霊園の管理料をもって充てておりますが、新たに使用料を充てることとし、霊園の環境整備、及び管理運営の経費や使用料の返還金に充てるものであります。

条例改正の内容といたしましては、霊園基金は使用料及び管理料をもって充てることといたします。

基金の処分、使用の用途につきましては、霊園の環境整備及び管理運営の経費に充てる時及び使用料の返還に充てる時といたします。

返還金につきましては、本条例の施行日以後に、忠岡町霊園条例第5条第1項に規定する使用許可を受けたものについて適用することといたしますが、今後の返還金への対応については、基金への積立てルールを作成し対応してまいりたいと考えているところでございます。

改正による影響といたしましては、使用者への影響はございません。

施行期日等につきましては、この条例につきましては、今議会において議決をいただいた後、令和7年4月1日から施行してまいりたいと考えているところでございます。

お手元にご配付しております資料番号、議案第12号、住民人権課資料2、忠岡町霊園基金条例に関する条例、新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は、以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ご説明ありがとうございました。説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ございませんか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

霊園基金っていう名前ですけど、浜霊園ということですね。

この条例改正は、今まで管理料を基金に充てるだったけども、それに追加して、使用料も基金に充てると、勘定を充てるということなんですね。

この基金っていうのは、水道料金とか、そういったところ、管理料は、水道料金とか、そういうものだったというふうに理解しているんですけど、この基金っていうのは、今までどういうふうに活用されてきたんでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員おっしゃるように、今までは管理料のみ積立てしてきたところでございまして、霊園の維持管理する部分につきまして、この基金から繰入れして対応してきたところでございます。

内容といたしましては、浜霊園に関する消耗品であるとか、光熱水、電気使用料、上下水道使用料で、除草の作業の委託料、トイレの清掃業務委託料、ごみ収集委託料などでございます。修繕等ございましたら、当然そういう対応もしているところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

もちろんちょっとブロックがね、壊れたりとかというので修繕したというのは、前に聞いたことがあったんですけど、そういったところに充てていたというところで、使用料っていうのは、もちろん50万円、60万円とかで、使用料お支払いしていますわね。そのお金をもう基金に積むということで、浜霊園会計がなくなってから、一般会計に浜霊園会計が移ったんですけど、今はほんならもちろん使用料、頂いたお金は一般会計に入れているけれども、これからは新たに発生したやつは、もうこの基金というところに、もう入れていくという形になるんですか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、今まで、もう何区画かね、お使いになっていますけど、それはこっちで移

すということなんで、もうそれは一般会計に入れたままで、新たに使用料を払う方の使用料は、この基金に積むというところによろしいんですか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

今後、使用権取られた方につきましては、今回、条例改正させていただいた後に、使用料につきましては、今後につきましては、この基金のほうに積んでいくという形でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

浜霊園の会計をなくして、一般会計にもごっちゃなっちゃったんだけど、やはりもともとは分けておいたほうが明確化はしたんだろうというところはありますけれども、今回この基金条例を出されたというのは、何か問題があって、これをされるのかというところはいかがでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

この後の議案も上げさせていただいておりますが、霊園条例のほうの一部改正っていうところもございまして、今後この使用料の返還の見直しっていうところが出てくるところではございますので、この関係もございまして、今後、霊園に関する使用料につきましても、今は管理料しか積んでいってないんですけども、今後たくさん、もうね、第1期のところにつきましては、もう昭和53年から造成しているところがございますので、いろいろ不具合出てくる等もございまして、霊園の維持管理につきましても、この使用料から支出していきたいなというところもございまして、今回改正に至ったところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、この背景は、次に出てくる霊園条例の一部改正があるので、それとセットということで出されたということによろしいんですかね。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

セットっていうところではないんですけども、先ほどご答弁させていただいたように、やはり今現状、基金の残高っていうのは、約1,300万円ってところでございまして、これは管理料の積み上げがそうなんですけども、今後かなり、やはりもう古いから、造成しているところとございまして、やはり維持管理費用っていうのは、今後、修繕とかというところも出てきますので、その辺の部分につきましても、この使用料を積んだ分につきまして、対応していきたいなっていうところもございまして。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ありがとうございます。

そしたら、目的としては、今1,300万円ほどあるということですけど、今後、維持管理、古くなってきていますのでね、いろんな維持管理が必要であるので、主にはそれに使う目的として、この使用料も、この基金条例に追加するという理解でよろしいですか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

今後やはり不具合出てくるところが出てくると思いますので、この使用料を基金に積んで対応してまいりたいと考えているところとございまして。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

使用者にとってはね、ここに書かれているように、影響はないというところでありま
す。もうそれはね、庁内の会計の場所が変わるということで、使用者にとっては影響は
ないというところであるというふうに思います。

今後、これも積まれるということで、やはり今、整備、まだ売れてないところもたく
さんありますけど、そういったところもいろいろとお考えなんでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

やはり、ここ数年、お墓の考え方っていうのは変わってきているのは事実でございま
す。

今後、霊園の在り方につきましては、またどういう形で進めていったらいいのかって
いう部分につきましては、検討してまいりたいと考えているところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。ございませんですか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

それでは、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号 忠岡町霊園基金条例の一部改正について、原案のとおり可決すること
にご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 忠岡町霊園条例の一部改正についてを担当課より説明を求めま

す。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

議案第13号 忠岡町霊園条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

議案書の75ページをお願いいたします。

先の本議会で上程いただき、本委員会に付託されました議案第13号 忠岡町霊園条例の一部改正について、その内容について、ご説明させていただきます。

77ページをお願いいたします。

併せて、お手元にご配付しております資料番号、議案第13号、住民人権課資料1、忠岡町霊園条例の一部改正についてをご覧ください。

条例改正の背景といたしましては、近年の社会情勢の変化により、墓じまいや墓を持たないという選択する人が増加しており、浜霊園においても、区画の返還は増加しております。区画の返還に伴う浜霊園の使用料の返還については、現行の条例では、返還しないこととなっておりますが、同条例のただし書に、ただし町長が正当な理由があると認めたときは、その全部または一部を返還することができることあり、そのただし書に基づいて、全額返還してきた経緯がございます。

今回の改正により、受益者負担の原則に基づき、使用許可を受けてからの年数や使用の有無によって返還率を定め、返還金の根拠を明確にするものであります。

条例改正の内容といたしましては、通常墓地返還の場合につきましては、使用許可を受けてからの年数が1年未満の場合は、既納の使用料の100分の80、使用許可を受けてからの年数が1年以上の場合は、既納の使用料の100分の50、使用許可後に墓石等の設置を行っている場合、改葬跡地は、既納の使用料の100分の25とするものであります。

また、公益上、管理上必要である場合の墓地返還につきましては、既納の使用料の100分の100とするものであります。

改正による影響といたしましては、過去の経緯から、使用料を全額返還してきたことから、全額返還されるものと思われる使用者への対応策として、全使用者に対し、改正内容についてのお知らせ文を送付いたします。

また、本条例の施行日を令和8年4月1日にすることで、約1年間の周知期間を設け、周知期間に返還すれば、従来の対応に倣って、返金することといたします。

施行期日等につきましては、この条例につきましては、本議会において議決をいただいた後、令和8年4月1日から施行してまいりたいと考えているところでございます。

お手元にご配付しております資料番号、議案第13号、住民人権課資料2に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は、以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

ご説明ありがとうございました。説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今まで私も墓地管理委員会の委員として入っていますので、これはもう随分とね、論議はされていたところで、私の意見というのは、言わせていただいているところなんですけれども、ここに書かれているように、全額を返納されるものと思われる使用者というふうに書いてあるんです。もちろんね、今も全額返納していますので、恐らくほとんどの方は全額返納というふうに思っているんじゃないかな。

そういう全額返納って書いた契約書はないというお答えもいただいている、ただし書で町長が認めるものというところで、今まで100分の100お返ししていたんですね。

それで、やはり書いてなくても、やっぱり双方の認識というんですか、合意に成り立って買われているわけなんで、これを100分の100からこういうふうに変更していくというのは、やっぱり法的にも問題ではないかというふうに思いますけど、やはり同意がなくね、こういった条例改正をするというのはいかがなものかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

ちょっと先ほどのご説明もさせていただきましたが、周知期間は、ある一定設けさせていただき予定をしております、約1年間、議決いただきますと、約1年間の周知期間がございますので、その間に返還、ご希望の方につきましては、返還していただいている形で対応していくというところがございますので、当然ご連絡をいただいた方につきましては、丁寧なご説明をしながら対応、ご理解いただけるように努めてまいるところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

1年間のね、周知期間っておっしゃいましたけれども、それはお知らせ文を送るところで、もう通知ですわね、もうこうなりますという。

墓地管理委員会の中でもね、二家本委員も出ましたけど、取りあえず使用者にアンケートをね、取ってくださいということも言わせていただいているんですが、アンケートを取るというお考えはないんでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

アンケートという形は取っておりませんが、今年度、管理料納めていただく方というのは、ある一定ございます。その方につきましては、管理料を頂く納付書をお送りさせていただく際に、今後こういう形で墓地の返還の取扱いについては、見直しを検討していますと、ご意見ある方につきましては、ご連絡くださいというふうな形での、今年度、管理料を頂く方については、お伝えはさせていただいているところでございます。その結果、ご意見があったというのは、1件もなかったというところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

新たにね、使用していただくという方に関しては、いろいろとね、他市の資料も見せていただいたりして、そこはね、やはりよそもこんな全部返してないんですという資料はいただきました。なので、新たにね、使用される方については、そういった説明で、対応でいいというふうには、私も思うんですけど、やはりもう既に使用されている方については、やっぱりアンケートも取っていないし、もう一定1年間の周知期間と申しましても、もうお知らせ文ですからね、これが契約違反というのかな、同意も得なくて、本当に法的に訴えられるとか、そういったこともあるのではないかというふうに思いますが、それはいかがでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

そのような事案が発生した場合は、もう対応してまいらないといけないかなというふうに考えているところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

対応してまいらないといけないかというのは、どういった対応ということになるのかな。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

訴訟となった場合につきましては、対応させていただくという形のことでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

それもね、全くないかということも、やっぱりそういうのも想定しないといけないというふうに思うんですね。やはり町と住民の間でそういった訴訟問題というのが起きるといのはよくないし。

ですから、私としては、やっぱり今まで持っている方については、今現在も返していますもんね、要は補正予算も出てきてます。なので、返してない、返してもらってる、返してないという方が出てくるといのは、公平ではないかというふうに思います。

ですので、やはり今まで持っている方に関しては、今までどおり、やっぱり100分の100返すという検討はぜひしてもらいたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

今までこういう形で全額返還してきたっていうところではあるんですけども、やはりこれ全額返すということは、もう結局使用されてからね、何年か使用した後に、無料で使ってたってということにもなりますので、そこも問題なのかなというところもございませぬので、やはりこれまでも浜霊園を整備するに当たりましては、4億幾らという費用もかかっています。用地の取得や造成にもその費用がかかっているところもございませぬので、ある一定ちょっと受益者負担も含めて、整備にかけた費用を使用者に戻すこととなりますので、ある一定の負担については、考慮していただければいいものかなというところで、ご理解いただきたいと考えているところもございませぬ。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

検討もされないということが分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございませぬでしょうか。ございませぬですか。

では、副委員長、すみませぬ、私。

委員（北村 孝議員）

ごめんなさい、委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

ちょっと迷ったんですけども、この先の議案の12号と関連しますけども、この13号の、別に資料もらっている部分で、一部返還、978区画あると。一部返還だけで9,700万強なんですけど、全部、この978が全部、一部返還なることは考えられませぬけども、さっきのこの使用料、基金を使用料の返還金に充てるというところからの関係から見たら、今、基金1,300万円しかないんですよ、1,300万円ちょっとしかね。これがそこへ積み立てていけばいいんですけど、これまで先ほどの河野委員も言うてたかどうか分かりませぬけども、触れてたか、ちょっと、と思うんですけども、今までの使用料は基金に入れんと、一般会計に入れて流用していた、ちょっと使っていたというか。当然その部分は基金に戻していかなあかん話ですよ。それを戻す計画とか、例えば管理料にしたって1,000円か、978にしても97万8,000円で、当然これから丸々残って基金に積み立てていけるということでもないですよ。当然ごみ出た

らそういうこともあるし、水道料金もあるしってということで、今後この返還する使用料の年数ちゅうか、1年未満の方とか、受けてから1年以上の方とか、墓石の立って設置している場合はとか、いろいろありますけど、ここについて、基金の、計画的に、やっぱり積み立てていかなあかんと思う。その辺の構想というか、そういうものは持っていらっしゃるんでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

基金への一般会計からの積立て等につきましては、今後ルールを作成して、積み立てていくような対応を行ってまいりたいということ、ちょっと財政当局とも話しているところでございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

当然、今までの頂いた使用料分は、少なくとも積み立てていくというところでいいんですかね。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員（北村 孝議員）

結構です。はい、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

では、ないようです。

私のほうから、副委員長、質問ございます。よろしく願いいたします。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長、どうぞ。

委員長（松井匡仁議員）

すみません、今ご答弁でいろいろお答えいただいておりますんですけども、これ全額返還してきたというのは既成事実でありまして、現状の条例といたしますのは、返還はしない条例になっていると思うんですが、まずそこを確認したいと思います。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

条例上、返さないというところがございますが、ただし書を、先ほどご説明させていただいた、特に町長が認めたもので、正当な理由がある場合につきましては、返還してきたというところがございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

ですから、条例上は返還はしないが条例で、ただし書で、特段、町長が認めたものと、理由があるものということですよ。

ですんで、条例は返さない条例やということで確認したいんですが。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

はい、そのとおりでございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

それで今回この条例なんですけれども、改めて出す条例といたしますのが、返さない条例を令和8年4月以降、100分の80ないし、100分の50、最終的には100分の25を返す条例に改めるという認識でよろしいのでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

では、すみません、お伺いいたします。これ最終的に、100分の25を返しますと。

返還請求のあったときですね、25を定めた根拠、25%の根拠は何ですか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

いろいろ案というのは、当然、近隣市町の調査もさせていただいたところ、いろんなパターンがございました。ある自治体の案を今回ベースに条例改正するんですけども、改葬跡地につきましても、同じように、2割5分返しているところもございますし、5割返している自治体もございます。というところの中で、今後これを仮にゼロっていう形にしますと、墓を残したまま連絡がつかないっていうような形の墓地が出てくる可能性も考慮しながら、こういう形で、2割5分っていうような形のものを返還するっていう形を取ったところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

ちょっとあやふや過ぎて分らないのですが、まず1点が、他市のまねをしたと。本町としての根拠というのは、25%ないと、ほったらかしでどっか行ってしまう人がおるから25%に設定したという根拠ということによろしいのでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

墓じまいをせずに、連絡がつかないっていうことも、これまでもございますので、そういうところも考慮しながら、他団体のご意見とかも聞きながら、こういう形で案を示させていただいて、墓地管理委員会のほうにも案を示させていただいて、ご意見いただきながら、この案で進めていくっていう形で、今回、条例改正に至ったところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

他団体には、多分ね、他団体のきっちりした根拠があるんやと思っています。その根拠を丸ごと引っ張ってきて、他団体の根拠を参考にしてと、根拠をちゃんとここで明確に言えるんならあれなんです、他団体もそういうところがあるのでとか、ただ数字上を引っ張ってきただけというのは、ちょっと根拠にもなっていないと思うんです。

この25%がないと、墓じまいせんとほったらかしにされる。そんなこともないでしょうし、もし仮にそういうのであれば、墓じまいするときの補助金を出してあげればよいと思います。25%という金額、こういう金額で設定するんでもなく、普通に墓じまいするときにはお金かかるでしょうから、補助金出しますよというふうにしてあげればよいと思うんですが、いかがでしょうか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員おっしゃるような形で、補助金を出しているところもあるというふうには、お聞きはしているところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

資料ありがとうございます。これ圧倒的に、今この資料を見ますと、978区画売られているんですね。

現在残っている区画って言うたほうがええのかな。この中で、墓じまいするパーセン

トがどれぐらいになるのかって、多分、半分以上になることは、私はないと思っています。一部の墓じまいを希望される方のために、25%と設定して、これから変な言い方ですけども、25%の忠岡町が債務を負って、一生、債務者となっていく、もう実際の、そういうリスクを負う必要があるのかというふうにも考えております。もう少し根拠であるとか、関連の事務、税務、証明書を出す、発行がどこがするのか分かりませんが、総務、そのあたりと詰めてから、一旦もう一度、協議して出し直されてもいいのかなと思うんですが、いかがですか。

産業住民部（新城正俊部長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

新城でございます。今、委員長のご指摘いただきまして、その案もあるとは思われるんですけども、今回この分でご上程させていただきまして、この委員会に付託されています案件ですので、一旦これのほうで1回審議をしていただきまして、ご採決いただければありがたいと思います。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

すみません、では関係部署をちょっとお伺いしたいと思います。税務のほうにお伺いいたします。これ条例の中で、この1年間、猶予期間中に返還を求められた方につきましては、全額をお返ししますという通知を、これ可決した後、送る予定になっておりますんですが、全額返還を希望された方に、全額返還をした場合、これ課税対象となりますか、その返還金は。

税務会計課（長谷川太志課長兼会計管理者）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

税務課長。

税務会計課（長谷川太志課長兼会計管理者）

まずは、課税対象になるかということをおっしゃっているということによろしいですかね。

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

はい。

税務会計課（長谷川太志課長兼会計管理者）

まずは、税務署にも問合せをいたしまして、あくまでもちょっと一般的な考え方なんですけども、まずはこの返還金自体が家賃と同じような保証金であるっていうことで、返ってくるのであれば、課税対象外であるということで、ほんでその一方で、そもそも返還金の義務が生じないものである場合は、所得に当たる可能性もあるという見解でございました。あくまでも一般的な考え方でございますので、今後ちょっと税務署ときちんと条例を確認していただいた上で、見解を、正式な見解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

すみません、ありがとうございました。

まず、一番最初に確認させていただきました、これ現在の条例の中では、返還をする義務はないというところを確認させていただいたところであります。ということは、この条例、現在の条例においては、返還はしないという条例を定めている中で、返還することになりますので、一般会計から返還された分につきましては、50万円以下の控除はあるけれども、50万円以上の分につきましては、課税対象になるというご返事やったと思うんですが、よろしいですか。

これにつきましては、住民課のほうも、税務課のほうと打合せをされた上で、条例提出されておりますか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

今、委員長おっしゃる形の部分につきましては、してなく、上程させていただいてるところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

税務課は、その認識でよろしいですか。

税務会計課（長谷川太志課長兼会計管理者）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

税務課長。

税務会計課（長谷川太志課長兼会計管理者）

委員長の、もうおっしゃるとおりでございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

これいろんなところに影響が及ぶと思うんです。それを知らずに返還請求をして、非課税世帯でなくなる方もいらっしゃると思います。そういったことをきっちり精査した上で、条例は出すべきだと思います。

もう一点、これ25%を残すことによりまして、永遠に債務が発生する。逆を言いますと、墓を持っている方々といえますのは、資産に上げることになります、25%。私も父親がそこに墓を買っております。父親は7年前に死にました。私、相続していきま。父親が払った25%分を相続することになります。相続するに当たりましての証明書はどこが発行するというふうに今決まっていますか。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

今現状そういう形での発行はしておりませんが、今後そのような形のことが出てきましたら、住民課のほうで対応する形になると思います。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

どのような形の証明になりますか。これ1年なんですよ、期間。それまでにも、やはりそういった方々出てまいります。ちゃんとね、もうちょっと私きちっと詰めてから出す議案じゃなかったのかなというふうに思いまして、事前にちょっと打合せもさせていただいて、お話もしたんですけども、新城部長、今おっしゃられたように、上程した以上はということでございますので、考えさせていただきたいなと思うところがございますが、どうでしょう、完成された議案やと思われませんか。

産業住民部（新城正俊部長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

一定的には、その辺のところで、金額の使途とかっていうのも考えた上で提出している議案でございますので、一定の制度性っていうのは保たれた上で、提出している議案でございます。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

では、すみません、あとちょっと何点か質問をさせていただきたいんです。

先ほど、河野委員もおっしゃられていましたんですけれども、仮定といたしまして、この議案、今回通りました場合、将来的に、一方な減額措置、減額措置になるのかどうか、本来の議案は、これもう返さないという議案ですんでね、減額措置になるかどうか分かりませんが、事実上、全額返しているということが事実としてございますんで、全額返還せよと少額訴訟を提起された場合、忠岡町といたしましては、その辺どういった形で、今ちょっと受けて立ちますというだけのご返事でございますけれども、どういった形で対応をされていく予定でございますか。

副委員長（前川和也議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

本町におきましても、顧問弁護士がございまして、弁護士に相談しながら、その内容について、対応してまいりたいと考えているところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

すみません、先ほどまた北村委員の質問の中にもございました、基金、霊園の返還で発生する返還金は基金から捻出するというところでございましたんですけれども、これこの返還金、訴訟をして、もし負けた場合の返還金、仮定なんで申し訳ないんですが、こ

れも霊園基金より支出すると、その訴訟費用も霊園基金から支出するというところでよろしいのでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

副委員長。

副委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

その辺の費用っていうのは、裁判費用を通じて、その辺の費用だと認識しておりますけども、その辺については、一般会計からの捻出になると考えております。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。以上です。

副委員長（前川和也議員）

マイクをお返しいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございませんでしょうか。

委員（北村 孝議員）

すいません、委員長。確認だけですけども。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

議案第13号のこの住民人権課資料3ですけど、先ほど私978区画数で、ちょっと質問させてもらったことがありますけど、これ上を見ると、全部で978やけど、実際あれは758なんですよね。220っちゅうのは未使用ですよ。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

新条例施行後の（一部返還）のところで、上段が未使用区画なので、今現状、使用権取っていますが、墓石を立てていない区画っていうのが、一番右の計のこの220区画でございます。

実際、墓石を建立されている区画については、一番右の計のところの758区画ございまして、合計、返還、全部返還した場合に978区画で条例施行後につきましては、9,778万8,000円という形になるものでございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、ありがとうございます。この墓石建立というのは、建立されていないところも現実あると思うんです。これもこっち側に入るんですか、その部分。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

副委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

墓石の建立が下段でして、978区画のうち、墓石が立ってる区画が758区画で、使用権だけ取って、全く何も、巻石もされてないってところが220区画あるっていうところでございます。

委員（北村 孝議員）

委員長、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

使用されてないっていうのが220ではないわけですか。ほんなら全部使用されてるわけ。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

全区画で1,177区画でございます。1,177区画から978引いた数字が今のところ売れ残っているというような状況でございます。

以上でございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

基の数字の1,177がちょっと私分かってなかったんで、すみません、ありがとうございました。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

(な し)

委員長（松井匡仁議員）

では、ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今回この条例、忠岡町霊園条例の一部改正について、返還率を変えていくという上程であります。私も条例上はね、返還しないとされているのは、私も知っています。そこで、ただし書として、町長が認めるものというところであって、これはもう随分昔からこういうことであって、双方のね、認識というのか、合意に成り立ってね、やはり返しますよという、双方ね、役場もそうであったし、使用権を取られた方も、もう返してもらえると合意に成り立って、使っていらっしゃると思います。

それで、やはり全額は返還しないというのは、契約はね、交わしていないけれども、認識として、法的にも問題があるというふうに思いますし、この進め方は、使用者の納得、同意ね、そういったことも得ないですというのは、私は反対です。

それから、アンケートもね、取るようになっていう意見も全くそれはもう取りませんというお答えでありました。

ということで、やはり住民の声も聴かないという、この行政の姿勢というのは、いかななものかというふうに思います。

ですので、この返還率を変えるという条例に関しては、反対させていただきます。

委員長（松井匡仁議員）

他に討論ございますでしょうか。

(な し)

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決を。

委員（北村 孝議員）

委員長、すいません。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

ちょっと暫時休憩ほしいんですけど。

委員長（松井匡仁議員）

皆様、北村委員より休憩の要望がございました。よろしいですか。

どれぐらいいきましようか。

委員（北村 孝議員）

15分ぐらい。

委員長（松井匡仁議員）

では、11時45分再開でよろしいでしょうか。

では、11時45分より再開いたします。

暫時休憩といたします。

（休憩 午前11時30分）

（再開 午前11時46分）

委員長（松井匡仁議員）

それでは、議事を再開いたします。

これより、採決を行います。

起立により採決を行います。

議案第13号 忠岡町霊園条例の一部改正について、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。起立多数です。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを担当課より説明を求めます。

消防本部総務課（和田衛太課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田課長。

消防本部総務課（和田衛太課長）

議案第16号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

議案書87ページをお願いいたします。

併せて、議案第16号、消防署資料1をご覧ください。

今般、総務省消防庁より、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について通知が発出されたことに伴い、忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する

条例の一部改正をするものでございます。

条例改正の背景といたしましては、国家公務員や警察職員においては、異常な自然現象や大規模な事故により、重大な災害が発生した場所における救助活動等に対して、災害応急作業手当等の手当が支給されています。

一方で、国が行った調査によりますと、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する特殊勤務手当は、消防本部によって支給状況が様々であり、本町におきましても、緊急消防援助隊手当としての支給は行っておりませんでした。

緊急消防援助隊は、大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む苛酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事するものでありますことから、国家公務員や警察職員との待遇面での均衡を図るよう、本通知において示されたものでございます。

改正内容につきましては、本条例第11条に規定する消防職員の特殊勤務手当の種類に、新たに緊急消防援助隊手当を規定し、その額を1日につき2,160円とするものでございます。

なお、手当の財源につきましては、国庫負担並びに全国市町村振興協会の交付金等により、全額負担されるものでございます。

改正による影響は、特にございません。

また、消防署資料2としまして、新旧対照表をお配りしておりますので、後ほどご覧ください。

説明は、以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

ご説明ありがとうございました。説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

大変ね、大規模災害など、応援に行かれてこられたというふうに思うんですけど、ここ近年、そういった大規模災害で被災地にね、行かれたという、ちょっと例をお聞かせ願いたいと思います。

消防本部総務課（和田衛太課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田課長。

消防本部総務課（和田衛太課長）

ここ最近ですね、忠岡町消防本部なんですけど、一番最初に派遣しましたのが、平成23年の東日本大震災に緊急消防援助隊として、初めて出動したというところになっております。

その後なんですけど、平成30年の西日本7月豪雨、それから令和6年、昨年なんですけども、能登半島地震、それから今年9月にありました奥能登の9月豪雨に対しまして、緊急消防援助隊を派遣したというところになっております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今お聞きしただけでも、大変なお仕事だというふうに思います。

こういった緊急消防援助隊としては、大体ね、本町でも、全部が行ったら大変なことになるので、何名ぐらいが行かれるんでしょうか。

消防本部総務課（和田衛太課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田課長。

消防本部総務課（和田衛太課長）

人数につきましては、ポンプ隊、消火隊なんですけども、1隊行くごとに、1回の出動につき4名が乗車して行くものとなっております。

それを交代もありますので、現地で交代して、さらに4名追加というような出動態勢であったり、あと後方支援隊として出動する場合は、1名をバスで派遣して、現地で交代するような形を取っているところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ありがとうございます。4名行かれて、後方支援隊というのは、食事作ったりとか、毛布用意したりとかというふうなご説明は聞いております。

今までね、なかったということで、今回新たにできたんですけども、この警察職員であったりとか、自衛隊の人であったりとか、皆さん、金額はやっぱりこれに大体類似しているんでしょうか。

消防本部総務課（和田衛太課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田課長。

消防本部総務課（和田衛太課長）

この2, 160円という金額でございますが、国家公務員に関しましては、こういった災害があった場合に、そういう災害対策基本法に基づく避難ヘリ等で活動した場合は、この2, 160円が支給されるというところになっております。警察職員についても、同じような条例で決まっているというところがありまして、今回この緊急消防援助隊手当として支給するに当たりまして、緊急消防援助隊はそもそもこの災害対策基本法に基づく避難エリアですとか、立入禁止区域で活動することが前提となっておりますので、この2, 160円に一律統一させていただいたというところになっております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

よく分かりました。テレビなんかでも見ていると、非常に危険なところに人命救助であつたりとかで入っていかれるということで、本当に苛酷な環境の下でね、お仕事されているというところで、ちょっと2, 160円は、ちょっと安いなというふうに私は感じるんです。

財源としては、国庫負担と、あとこの振興協会の交付金で全額負担されるというところではありますが、やはりちょっとこの金額の引上げについてもね、これちょっと町長にお聞きしたいんですけど、少しね、手当を補充するとか、あと国にもね、ちょっと要望していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

その辺は、いろんな市町村と考えながら、また条例もとか、考えながら、やはり、今までこういうこと自体が、こういう額が制定されていなかったというのは、まずはびっくりなんで、取りあえず、これが第一歩かなということで、その辺も考えながら、また要望することがあるかも分かりませんが、また調査、研究して、また頑張ります。

委員（河野隆子議員）

よろしく申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

では、ここで12時5分前になっております。もうあと5分で12時になるんですが、このまま最後まで続けさせていただきまして、委員の皆さん、理事者の皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

では、このまま続けていきたいと思えます。

他にご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

では、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第16号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）についてを本常任委員会に係る部分についてのみ、担当課より説明を求めます。

経営戦略課（岩根由佳参事）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根由佳参事）

それでは、議案書の91ページをお願いいたします。

議案第17号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明をさせていただきます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,273万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億3,117万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、後ほど事項別明細書により、総務事業常任委員会に係るもののみご説明をさせていただきます。

第2条は、地方債の補正で、地方債の追加、変更及び廃止は、第2表地方債補正によるものでございます。

96ページ、第2表地方債補正をご覧ください。

地方債の追加でございます。今回の追加は、令和6年11月22日に閣議決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づく避難所の生活環境改善をはじめとした機能強化のための給水車整備に伴う地方債の追加でございます。

起債の目的は、防災対策事業債で、限度額は1,000万円とするものでございます。続いて、98ページをお願いいたします。

地方債の廃止でございます。今回の廃止は、臨時財政対策債については、今年度の借入れを行わないことに伴う減額でございます。

起債の目的は、臨時財政対策債で、限度額を1,829万円から皆減するものでございます。

101ページをお願いいたします。

歳入で、第10款、第1項、第1目地方交付税で、補正額1億667万4,000円は、普通交付税でございます。第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第3目衛生使用料で、補正額228万円は火葬料でございます。

次のページに参りまして、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金で、補正額3,089万4,000円は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）でございます。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で、2,240万9,000円の減額でございます。

次のページに参りまして、第21款、第1項町債、第1目総務債で、補正額1,000万円は、防災対策事業債でございます。第10目臨時財政対策債で1,829万円の減額でございます。

次のページに参りまして、歳出でございます。人件費を計上している各費目におきましては、人事院勧告等に伴う調整額を計上しております。人件費補正についての説明は、省略をさせていただきます。

105ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第7目基金費で、補正額3,077万円は、普通交付税再算定に伴う財政調整基金積立金及び森林環境譲与税基金積立金でございます。

第12目災害対策費で、補正額6,178万8,000円は、給水車及び避難所環境改善資機材等購入費でございます。こちらにつきましては、国の新しい地域経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）において、2分の1の財政措置がなされます。

また、残りの2分の1につきましても、一定の財政措置がございます。

110ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目環境衛生費で、補正額118万4,000円は、葬儀管理業務委託料でございます。

説明は、以上でございます。

続きまして、南町長公室次長より、避難所環境改善事業に係る補足説明がございます。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

先般の全員協議会におきましてもご説明させていただきましたが、改めて自治防災課より、補足説明のほうをさせていただきます。

お手元にお配りしてございます議案第17号、自治防災課資料、令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）をご覧ください。

今回、補正予算を計上させていただいてございますのは、忠岡町避難所環境改善整備事業といたしまして、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して、避難所の生活環境改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材を購入するもので、避難所における給水環境や衛生環境、及びプライバシー保護や入浴環境等の改善を図るため、給水車や給水タンク、また水循環型のシャワーや手洗いスタンド等を購入するものでございます。

資機材等につきましては、昨年度も簡易トイレや簡易ベッド及び簡易テントなどの購入をいたしました。今回、追加購入することで、さらなる避難所生活の環境改善を図るものでございます。

なお、今回、交付金を活用して購入予定の資機材等につきましては、資料に記載のとおりで、また国における地域防災緊急整備型の新しい地方経済・生活環境創生交付金の地方負担に対する地方財政措置につきましても、記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

ご説明ありがとうございました。説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ございませんですか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

まずは、105ページの積立金で、普通交付税の再算定っていうところがありました。これがもう令和6年度最後の算定のお金だというふうに思うんですが、大体、交付金これぐらい入ってくるだろうなっていうふうな予測はされていると思うんですけど、大体予想どおりなんでしょうか。普通交付税が再算定されて入ってきたということですけど。

経営戦略課（岩根由佳参事）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根由佳参事）

想定どおりの額が入ってくる予定です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

はい、分かりました。

あと、火葬料がね、補正で載っていて、火葬料と、あと最後のほうにあった葬儀管理委託料も補正でなっているんですけど、やっぱり忠岡町も高齢化になっているんですが、亡くなった方っていうのは、今年度はちょっと多かったんでしょうか。出生よりか亡くなる方のほうがね、全国的に多いというのは、今日ニュースでもやっていましたけど。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野彰俊次長兼住民人権課長）

今回補正の対応をさせていただいたところは、岸和田市の斎場、今、新斎場建設中で、再来年度の4月にオープンというところでした。岸和田市からも、ちょっといろいろご相談いただいた中で、今ちょっと炉がもう老朽化してしまっていて、ちょっと1日8回火葬

できるところ、今6回しかできないような状態でございまして、もともとから本町、町内の葬儀社で葬儀する場合は、町内の斎場、忠岡斎場で火葬できるというような形を取っておりますので、実際、町内施設で葬儀した方で、やはりちょっと久米田の方であるとか、春木の方とか、吉井、磯上については、町内料金で火葬料2万円でやっているんですけども、岸和田のほうでも、春木、久米田地区って比較的近いんで、町内施設で民間業者さんで火葬した場合については、うちのほうに火葬に来るという中で、かなりパーセントが、岸和田市の市民のパーセントが上がっているところでございまして、令和5年度の実績でいきますと、磯上、吉井、プラスそれ以外の岸和田の方でいくと、約15%っていうところが、現状1月末現在になりますけども、今年度もう既に30%の方が岸和田市民の方をちょっと対応しているところでございまして、本町も当然、高齢化になっていきますので、亡くなる方は、過去からしますと増えておりますけども、主な原因につきましては、そこになってくるところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうなんですか、岸和田の流木の火葬場、建て替えするということなんですね、そうですね、知りませんでした。分かりました。

あと、ちょっと避難所の整備事業の説明がありました。国からね、防災・減災、国土強靱化の推進ということで、お金がおりてきているんですが、この新しい地方経済・生活環境創生交付金、これのメニューってというのは、もうざくっと大きなものでどういったものがあるんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

この事業の主な内訳ということでございますけども、新地方創生交付金の第2世代交付金ということで、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援するという事業が1つでございます。

そして、デジタル実装型ということで、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援する事業が2つ目でございます。

そして、3つ目が、地域産業構造転換インフラ整備推進型ということで、半導体等の

戦略分野における国家プロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援をするという事業でございます。

そして、今回上程させていただいています、そういった避難所の生活改善を図るところの支援というところで、地域防災緊急整備型というところで、この事業に係る内訳としましては、今申し上げた4事業があるというものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、4事業やって、忠岡町はこのメニューを選んだということですね。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

避難所のね、環境改善というところで、それはぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

ちょっとこの中身見せていただいて、給水車も書いてあるんですけど、ちょっと何点か聞きます、もうまとめて。

給水車っていうのは、本町はタンクはあるけど給水車はないということは、随分前に聞いたんですけどね、これ給水車って、車ごと1台って書いてあるので、買うということなのかというところと、それから蓄電池整備事業、これ避難所の確保って書いてあるんですけど、本町8か所ぐらいあったかと思うんですけどね、2セットしかないということで、やはりこれでは足りないのではないかなというふうに思います。ちょっとそこは2点お聞きします。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

まず、ご質問の1点目の給水車でございますけども、現在、本町においては、給水車は所有していないという状況でございます。タンクを備えた車本体1台というところでございます。

あと、2点目の今回の資機材等の項目の蓄電池の整備事業ということで、2セットというところがございますけども、今、委員申し上げていただいた8か所、指定避難所は8か所あるんですけども、それをそういった電源の確保を行う目的で購入するのは、一番下に書いている蓄電池の10台というところで、対応を考えておるところでございます。

この整備事業の2セットっていうところにつきましては、主にこのシビックセンターのふれあいホールにおきまして、停電時において電源を確保するというところで、購入予定のバルーン投光器にて、蓄電池に接続した上で、照明等を確保する目的で購入するというところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、本町で給水車を買って、それを地下1階か何かに置かれるということなんですよね。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

本町が給水車の購入というところがございますけども、いざ有事、発災が起きた場合の給水活動、主なところの部分につきましては、本町の水道企業団が担っていただけるものなのかなということで考えてございます。

つきましては、所有は本町になるんですけども、いざというときの活動に当たっての運用面につきましては、主には水道企業団が担っていただけるものというところの思いから、今後、水道企業団とそういった形の協議を重ねて、それを踏まえての協定等を一応締結していただいた上で、管理も含めて、企業団のほうにさせていただくことはできないかなという思いで、現在は考えてございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

随分前にそういうふうに、水道企業団のほうはね、お水持ってきてもらえるというご説明をいただいたんですけど、そしたらこの給水車においては、本町で管理するんじゃないかって、これからね、話合いされるんでしょうけど、広域水道のほうで管理していただくという形になるんですね。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

はい、今はそのように考えてございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

本町に随時置いとくんじゃなくて、広域のほうで置くんだったら、広域のほうで買ってもらったらいいのになって、もう単純に思うんやけど、そしたらうちは給水車買うけれども、買わない自治体もあるんでしょうね、入っているところで。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

今回のこの国の事業というのは、全国的な事業でございまして、当然ながら、大阪府下、市町村、全市町村が補正予算を組んだ上での対応を行うものと考えています。

ただいまご指摘の給水車につきましては、府下市町村の中でも、所有していないのが本町と1団体だけというところで、2団体だけであるというふうに伺ってございましたので、そこは他の団体の購入予定の、もう備品等については、把握はしてございませんが、一定、給水車というところの部分で購入予定につきましては、本町を含めて、数知れない、少ない団体なのかなという認識はしてございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。

それで、蓄電池の整備事業なんですけど、今お聞きしたら、この2セットはふれあいホールに、このバルーン投光器というものが16台って書いてあるけど、それに使うということだというふうに思うんですけど、ですね。そういう理解でよろしいですか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

先ほど、現時点ではふれあいホール2点というところの運用を考えておるところでお話しさせていただいたんですけども、その状況に応じた形で、その施設に対応し得るような必要性が生じた場合は、そちらの当該避難所でも使えるものであるというふうに考えてございますので、必ずしも、ふれあいホールしか使わないものであるというところではないということで、ご理解いただけたらなというふうに思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

それから、一番下の蓄電池なんですけど、これ避難所の電源等確保って書いてあるんですけども、どういった形の蓄電池なんでしょうか。どれだけ容量があって、使えるのかというところはいかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

ちょっと今、寸法や容量等につきまして、ごめんなさい、寸法については、ちょっと持ち合わせはないんですけども、容量は3,500、4,000ワットか何かであったと、ごめんなさい、はっきり申し訳ないですけど、申し訳ございません。

ただ、それにつきましては、避難所で運用するというところの部分の電力量について

は、照明等を確保するというところの機能は備えとしてはございません。

ただ、避難所に避難されてこられた方の、例えば携帯電話とかっていうところを主としての電源を確保する目的として使用するというものでございますので、あまり大容量というところの部分ではないということで、ご理解いただけたらと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

電源等確保ということで、電気のことについてはね、今までもいろいろとご指摘をさせていただいたところはあったかというふうに思います。例えば、このシビックセンターも、ふれあいホールなんかは、電気が来るんか、ふれあいホールは来るのかな、南館が何か電気つながってないっていうことを前にね、台風21号のときに、本館は電気ついていたけど、南館のほうが目だったということはお伺いしているので、やはり電気がなかったら大変困るんでね、すぐ復旧できるということでもないんで、この蓄電池が、私もちょっとどういったものか分かんないけど、今お聞きすると、家庭でも持っているようなサイズじゃないかなというふうに思うんです。やはり各避難所で大丈夫なように、大きな、やっぱり蓄電池、NTTなんかも出してますやん、そういったものが必要ではないかというふうに思うんですけど、蓄電池って言うのかな。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

今ご意見いただいた家庭用っていうところのものではなくて、業務用、事業所で使用するってところのイメージを持っていただけたらと思います。

そして、数的なものにつきましては、今回10台購入というところでございますけども、先ほどもご説明の中で申し上げましたけども、昨年も資機材購入というところでさせていただいている中でも、この蓄電池も購入ということで既にしてございますので、数的には足り得るのかなということで考えてございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

容量の問題ね、やっぱり大きなものが要るんじゃないかなということはずっと言わせてもらっていますのでね、せっかくこの整備事業をされるんですから、やっぱり電気の確保というところは、非常に大事なんじゃないかなというふうに思います。なので、ちょっと今後検討が要るんじゃないかなというふうに思うんですけど。これはもう決まっているんですか、このメニューは。書いてあるけど。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

現時点で、この項目にて申請を行っているというところでございますので、まだ採択には至ってはございませんけども、現時点では、ほぼ決定しているというものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ぜひね、大きなもんで、やっぱり電気がなかったら困りますので、やっぱり夏場なんかね、冬場はこれ、石油ファンヒーター書いてあるけど、夏場なんかでしたら、エアコンつかなかったらもうね、そこの、例えばふれあいホールであっても、電気がなかったら使えないので、ぜひそこはちょっと検討していただきたいと思います。

あと、このトイレね、これはどんなトイレなんですかね、簡易トイレって、どんなトイレなんですか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

災害用における簡易トイレと言ってしまうと、いろんな種類があるんですよ。本町が主に購入するトイレっていうのは、パック式トイレということで、便座が、主に段ボールの1箱分のちょっと大きいやつが付いたトイレになるんですけども、そこでビニールが50人分、もう既にセットをされておるというところで、使用する方につきましては、まずは凝固剤を先に袋の中に投入しまして、投入後に用を足すということで、それは1分ぐらいで凝固、固まるようなものになります。

そして、袋なんですけども、ボタン1つ、1分間程度それを押すことによって、自動で根元部分が圧縮されるということで、ほんで一定圧縮されて完成した段階で、下にぼとんと自動的に落ちるというところで、50人分、そういった形で、もう繰り返しができるトイレということでございます。だから衛生面もそのまま、もう捨てられるというようなところになるものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ちょっと私もね、トイレはあっても、後の汚物の始末というのがね、いろいろと聞くので、今聞いたら、ビニールで50枚というのはお聞きするんだけど、下に落ちる、どこへ落ちていくわけですか。固まったやつはどこに落ちていくんですか。トイレの中にたまっているんですか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

最初はトイレの中にあるんですけども、ほんでボタン1つ押すことによって、一定もう圧縮が完全にされた段階で、下が開いているんですよ、開くんですよ。開いて、その機器の外に、地面にそれだけが落ちるというイメージです。機器の中にはとどまらないと。機器からもう下に直接、圧縮されたものだけが落下するというイメージなんです。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、地面に、言うたら、昔の電車じゃないけど、線路に落ちていきました。ああいう感じ。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

地面というか、それはもう袋で密封されてるので。

委員（河野隆子議員）

ほんなら、もうした人がそれを。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

そういうことです。

委員長（松井匡仁議員）

委員、そのほう、その便器使用法、内容については、またすみません、詳細は後ほど伺ってください。

委員（河野隆子議員）

分かりました。もう細かいことはまた後ほど聞きます。

ほんなら、もう一つ、トイレに、大きいことだけ。

委員長（松井匡仁議員）

どうぞ。

委員（河野隆子議員）

今、便座だけって、段ボールに便座だけっておっしゃったんで、囲みはもちろん要りますよね、そういったのはどういうふうに考えておられるの、やっぱりプライベートの問題があるので、それだけほんなら最後に。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

当然ながら、それだけやったら外部からの視線っていうところもあるので、そういったプライベート確保ということで、それ専用のテントと付随しての購入というところになります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。また細かいことはまたお聞きすることにします。分かりました。

交付金で、財源見たら、ちょっと本町もね、お金出さなあかんふうになっていました。2分の1しか見てくれないということですので、うち2,000万円でしたかね、一般財源約2,000万円というところで、ちょっと気になるところが、電気ね、やっぱり大きなね、蓄電池が要るんじゃないかなというふうに思いますので、やっぱり必要性に応じて、上乘せでね、ちょっとそこら辺は検討していただきたいということは、要望しておきます。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。ございませんか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

討論ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

では、討論を終結いたします。

では、続いて採決を行います。

お諮りいたします。

議案第17号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案7件につきまして、全て議了をいたしました。

本日の審査経過並びに結果につきましては、次の本会議において、委員会委員長報告を行います。委員の皆様、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

その他、理事者のほうで何かございますでしょうか。ございませんですか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

では、ないようですので、総務事業常任委員会を閉じます。

閉会に当たりまして、町長よりご挨拶をいただきます。

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございます。

資機材の購入等々に関しましては、何かちょっと細かい質問もありましたけれど、対応できるようなもんをしっかりとるもんやと思っていますので、ご期待いただければありがたいなと思っています。

それと、かねてから問題になっています浜霊園の基金条例でございますけれども、いろいろ、もう何年もかけて、ここまで一応積み重ねながら、出させていただきました案

件です。墓地管の委員さんとか、詰めて、いろいろ話、また近隣の情報等々ありながらの詰めたこの案件でございます。どうか皆さん、ご理解のほどお願いいたしまして、また本会議でのご賛同をよろしくお願いしたいと思っております。

本日は、誠にご苦勞さんでございました。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

以上で、総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日はご苦勞さまでした。

（「午後 0時28分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年2月28日

総務事業常任委員会委員長 松 井 匡 仁

総務事業常任委員会委員 今奈良 幸 子